

## 第9章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 サービスの質の確保・向上

第2節 介護給付適正化の推進



## 第9章 介護保険事業の適正・円滑な運営

### 第1節 サービスの質の確保・向上

#### (1) サービス提供事業者の情報提供

住民に対して、サービス事業者の提供するサービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられていましたが、第5期計画では事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から制度が改正され、情報管理の一元化や、公表方法を工夫するなど、情報の公開方法が変更されます。

町においても、在宅及び、施設・居住系サービス事業者や町が指定権限を有する地域密着型サービスの事業者等の情報をより分かりやすく提供するための取組みを進めていきます。

#### (2) サービス従事者の質的向上の促進

第5期計画では、法律の改正により介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となることや、介護福祉士の資格取得方法の見直しが3年間延期されるなど、より実態に即した改正が行われます。また、事業者に対する労働法規の順守の徹底が求められるなど、介護人材を確保するための取組みも進められます。

今後もサービス事業所の従事者は、介護技術の向上や、新たな知識の習得に努める必要があります。

施設職員やケアマネジャーの「更新時研修」を始めとする従事者研修への参加を促進するとともに、本町においても、月1回「播磨町地域ネットワーク会議」を開催し、情報交換や新しい知識の習得を行っています。

### 第2節 介護給付適正化の推進

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にある実情をうけ、介護サービス給付費も年々増加しています。このため、安定した介護保険サービスを町として継続的に提供していくためには、その人に合ったサービス内容を適切な形で提供していくことが重要となります。

不適切なサービス提供を把握し、事業者による過度の利用者の掘り起こしや不適切なサービスの提供を抑制することにより、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、サービス利用実績の内容点検や、確認が必要な場合は随時事業所に働きかけることによってサービス及び給付の適正化を図ります。

#### (1) 適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査により一次判定を行い、介護認定審査会で一次判定結果と特記事項と主治医の意見書をもとに審査し二次判定を行います。

平成 18 年度の介護保険法改正により、要介護（要支援）認定の新規申請者の調査については原則として市町村が実施するものとされ、本町においても町職員が実施しています。

認定調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めていきます。

#### (2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査等により、町職員が内容の点検及び指導を行っていきます。

今後も引き続き取組みを進めていきます。

#### (3) 住宅改修等の点検

住宅改修の申請時に利用者の状態確認及び工事見積書の点検、訪問調査等により施行状況の点検を行っていきます。

今後も引き続き取組みを進めていきます。

#### (4) 医療情報との突合、縦覧点検

医療情報との突合については、今後実施する予定です。

また、縦覧点検については、国民健康保険団体連合会により提供されるデータを活用しながら提供されたサービスの整合性等の点検を行っていきます。

今後も引き続き取組みを進めていきます。

#### (5) 給付費通知

介護給付費通知は、利用したサービスの種類とその費用額をお知らせすることで、利用したサービスの再確認をしていただき、誤った請求を防止するとともに適正なサービス利用について利用者の意識啓発を行っていくため、年 3 回実施しています。

今後も引き続き取組みを進めていきます。

